滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方へ行かれている方は、滞在地(避難 先)の市区町村で不在者投票をすることができます。

■不在者投票のできる期間

10月12日(金)~10月27日(土)

■時間・場所

投票時間および投票場所については、投票される最 寄りの選挙管理委員会にお問合せください。

なお、県外の避難先市区町村の選挙管理委員会で投 票ができるのは、原則として平日(土曜・日曜日およ び祝日を除く)の勤務時間内(8時30分から17時まで) ですので、ご注意ください。詳しくは、最寄りの選挙 管理委員会にご確認ください。

投票用紙請求・投票の流れ

①投票用紙等を請求する

有権者の方に「選挙のお知らせ」を発送します。そ こに同封されている「請求書兼宣誓書」に必要事項を 記入し、「浪江町選挙管理委員会行」返信用封筒に入れ て、郵送してください。

※投票用紙等の請求は10月11日以前でもできます。 ただし、不在者投票用紙の発送は10月12日からです。 ※電子メールおよびFAXでの請求はできません。

※「請求書兼宣誓書」は、町ホームページからもダウ ンロードできます。

※期日前投票と不在者投票は異なります。浪江町が設 ける投票所で期日前投票をする方は、この請求をす る必要はありません。

②投票用紙等を受け取る

ご自宅等に郵送されてきたレターパックを受け取っ てください。なお、レターパックには、投票用紙、投 票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書が入っ ています。

注意 ● 投票用紙等が入った透明の封筒は、絶対に開封 しないでください。

• 自宅等で投票用紙に記載しないでください。

③滞在地(避難先)の市区町村で投票する

最寄りの市区町村選挙管理委員会に受け取ったレター (投票用紙等が入ったもの)を持参して、市区町 村選挙管理委員会が指示する場所で投票してください。

注意●投票後、その投票を市区町村選挙管理委員会が 浪江町選挙管理委員会に郵送します。

投票日当日19時までに浪江町選挙管理委員会 に届かない場合、無効となりますので、余裕を 持った早めの投票をお願いします。

• 不在者投票用紙の交付を受けた後に、「当日投 票」または「期日前投票」をする場合は、投票 用紙等を返還しないと投票することができませ ん。投票所に**受け取った封筒一式(レターパッ ク) を必ず持参**してください。

開票所

- ●浪江町地域スポーツセンター (浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)
- 20時30分開票開始
- ※開票を参観される方は、係員の指示に 従い、所定の場所で参観してください。

投票ができるがある方などは、 記載をす 特定の できる制 方 ` Ø がについ 郵便等 のような できい ながあ)な障が では代理なっては代理 ます 在りの

郵便等による不在者投票

等の管理者にご確認くださ

当日投票所。 指定した病院 ができますい方は、入 、入院先等で不在者投票票所へ行くことができなされている方で、投票日 は病院・施設

近(所)されている程定した病院・老人

選挙管理

指定病院等での不在者投票

ま र्व 0) で、 事前に証明書の交付票証明書」が必要とな する場合

| 郵 另外障害有于帳 | 早舌の住皮 | | |
|--|-------|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 |
| 等の両下肢、体幹、移動機能の障害 | 0 | 0 | |
| 便 の 両下肢、体幹、移動機能の障害 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 免疫、肝臓の障害 | 0 | _ | 0 |
| 証を免疫、肝臓の障害 | | 0 | 0 |
| 明 利 戦傷病者手帳 障 | 害の私 | 踱 | |

| 戦傷病者手帳 | 障害の程度 | | | |
|---------------------------------|----------|-----------|-----------|----------|
| 障害名 | 特別 項症 | 第 1 項症 | 第 2 項症 | 第3 項症 |
| 両下肢、体幹の障害 | 0 | 0 | 0 | |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼう こう、直腸、小腸、肝臓の障害 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | |

介護保険の被保険者証 要介護状態区分 要介護 5

をしてください。 をしてください。 をしてください。 をしてください。

入場券を紛失した、入場券発送する予定です。なお、です。10月上旬に届くよう投票所入場券は「はがき」 を持たず (I をお持ちくださ ずに投票所に来た場(届かない)、入場券 だいがき)

> 選挙公報の 配 布

までお問合せください。 定です。選挙公報が届か でに届くように発送する でに届くように発送する

※ 投票で 合でも 合でも本人確認をした上で合でも本人確認をした上での受付で申出ください。

※投票所入場券は、不在者投票の請求をした方にも
技門の請求をした方にも
できません。ご注意くだ
できません。ご注意くだ

ていの書

·投票証明

も 郵便局に転居届を出すこ が、現在っ が、現在っ れま。 郵便局に転居届を出すことによって、変更前の避難先によって、変更前の避難先に転送されます。 転送期間は、1年間となりますので、すでに転居はを済ませている方は、東間を確認の上、期間に空居を済ませている方は、転送期間を確認の上、期間に空居を行さい。詳しくは、最寄りの郵便局にお問になるせください。

10月28日(日)は

福島県知事選挙の投票日です

することが他の市町

平成30年7月1 で転出された方

住

二本松市北トロミ573

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

福島市笹谷字片目清水36-4

福島市方木田字谷地13-7

郡山市七ツ池町26-20

いわき市常磐上矢田町叶作13-3

南相馬市原町区大木戸字八方内106

所

内成

浪江町村に

で投票に住民票

することができます

10月28日は、福島県知事選挙の投票日です。

この選挙は、私たちの意見や要望を県政に反映させる ための代表者を選ぶ大切な選挙です。

自分の意志と主張で、私たちの代表に最もふさわしい 方を選びましょう。

問選挙管理委員会(総務課内) № 0240(34)0235

有する旨の

市町

7村役場の

住民登録窓

で

なお、

投票する前に

温島県

場

浪江町役場二本松事務所

笹谷東部仮設住宅東集会所

コスモスふれあいセンター

八方内仮設住宅集会所

事選挙の投票はできませんに転出された方は、福島1

福島県

浪江町役場本庁舎

なみえ交流館 1階

あつまっぺ交流館

住所を有する旨の

崩

書」は、

所

1階会議室

する

ります。「引き続き県内にらる「引き続き県内に住所をは、市町村が発行

投票

際は、



帳に登録されているき続き浪江町の転入届を提出工町の年月10日 生まれ た方) 民基本には でに

満8歳以上の (平成12年 10 月 29 日 ま で に

れている方です。 次の要件の全てに該当し 本国民であ 人名簿に登録さ

投票できる方

投票時間 7時~19時 7時~17時 7時~17時 7時~17時 き 7時~17時 ます 7時~17時 7時~18時

投票所に持参の 投票所および投票時間当日の 対参の上、次のに投票所入場券 お越 でも 投票で しくださ Ó だがが (はが かかの 0) の投を

※各投票所で投票できる時間が異なりますのでご注意ください。

1階会議室

期日前投票制度をご利用ください

投票日に用事があり、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。手続は簡単で、不在に なる理由を宣誓書に記載するだけです。

投票所入場券(はがき)を持参の上、次のいずれかの投票所にお越しください。どの投票所でも投票できます。

| 場所 | 住 所 | 投票期間 | 投票時間 | | | | |
|--------------------|------------------|-------------------------|-----------|--|--|--|--|
| 浪江町役場本庁舎 1階会議室 | 浪江町大字幾世橋字六反田7-2 | 10月12日(金)~ 10月27日(土) | 8時30分~20時 | | | | |
| 浪江町役場二本松事務所 1 階会議室 | 二本松市北トロミ573 | 10月20日(土)~ 10月27日(土) | 8時30分~18時 | | | | |
| 笹谷東部仮設住宅東集会所 | 福島市笹谷字片目清水36-4 | 10月26日(金)~ 10月27日(土) | 9時~18時 | | | | |
| なみえ交流館 1階 | いわき市常磐上矢田町叶作13-3 | 10月26日(金)~ 10月27日(土) | 9時~18時 | | | | |

※各期日前投票所で投票期間・投票時間が異なりますのでご注意ください。

広報なみえ 2018.10.1 広報なみえ 2018.10.1 (14)